

京都市告示第 188 号

京都市宝が池公園運動施設条例第 10 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市宝が池公園少年スポーツ広場及び京都市こども体育館を臨時に休館します。

平成 30 年 7 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に休館する日 平成 30 年 7 月 7 日（土）から同月 8 日（日）まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）